

道内にお住まいの「住民税が均等割のみ課税されている世帯」の皆様へ

令和5年度 北海道低所得世帯臨時特別給付金のご案内

- ✓ 道では、長引く物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯の方々の暮らしを支援するため、令和5年度に市町村が行う住民税非課税世帯への給付（3万円を目安とするもの）の対象とならない、「均等割のみ課税されている世帯」に1世帯当たり1万2千円を給付します。
- ✓ この給付金を受けるためには、次のとおり手続きが必要になります。

1 給付対象となる世帯



令和5年6月1日時点で、道内市町村の住民基本台帳に記録されている方であって、次の(1)又は(2)に該当する世帯

令和5年度
の課税状況

- (1) 「均等割のみ課税」の世帯（世帯全員）
- (2) 「均等割のみ課税」の方と「非課税」の方で構成される世帯

2 給付金の支給額



該当世帯の世帯主に1万2千円を給付します（1回限り）。

3 手続きの開始時期



市町村から名簿の提供を受け次第、7月下旬以降、給付対象となる世帯に順次「確認書」を送付する予定です。

4 原則的な手続きの流れ（提出期限は令和5年12月1日までです）



A 令和5年1月1日以前から
現住所にお住まいの世帯

B 令和5年1月2日以降に
現住所へ転入等した世帯

道から給付のご案内事項が記載された「確認書」が届きますので、内容をご確認の上、同封の返信用封筒で返信してください。

道のホームページ等に掲載する「申請書」に必要事項を記入し、道に郵送等で申請してください。

お問い合わせ

受付時間
9～18時
土日祝日を除く

北海道臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-175-043

<https://kyuhu-hokkaido.jp>



本給付金に関して、国・道・市町村が次のようなお願いをすることは絶対にありません。

- ✗ A T M の操作をお願いすること
- ✗ 手数料の振込みを求めること
- ✗ U R L をクリックして申請手続きを求めること
- ✗ 金融機関口座の暗証番号をお聞きすること



特殊詐欺や個人情報の
詐取にご注意ください